

議案第 87 号

瑞穂町ふれあいセンターの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和元年 12 月 2 日

提出者 瑞穂町長 杉浦裕之

(提案理由)

瑞穂町ふれあいセンターの指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

瑞穂町ふれあいセンターの指定管理者の指定について

瑞穂町ふれあいセンターの施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称
瑞穂町ふれあいセンター
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人瑞穂町社会福祉協議会
会長 原島 茂樹
東京都西多摩郡瑞穂町大字石畑 2008 番地

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(資 料)
指定管理者候補者の評価

施設の名称 瑞穂町ふれあいセンター

1 瑞穂町指定管理者選定委員会の開催

- ①日 時 令和元年10月31日(木) 午後1時15分から
②会 場 全員協議会室

2 評価結果(1人持ち点100点の6人採点)

| 評定項目 | 社会福祉法人瑞穂町社会福祉協議会 |
|--------------------|------------------|
| ① 運営方針 | 48 / 60 |
| ② 施設管理 | 72 / 90 |
| ③ 事業計画 | 45 / 60 |
| ④ 利用者サービス | 48 / 60 |
| ⑤ 収支計画 | 68 / 90 |
| ⑥ 団体の概要 | 48 / 60 |
| ⑦ 安全対策 | 54 / 60 |
| ⑧ 個人情報保護措置 | 52 / 60 |
| ⑨ 類似施設等の管理 運営実績 | 27 / 30 |
| ⑩ その他特記事項 | 26 / 30 |
| 評点合計 | 488 / 600 |

3 非公募とした理由

社会福祉法人瑞穂町社会福祉協議会は、平成22年度から本施設の指定管理者となり、本施設を拠点として住民の福祉活動の支援、ボランティアグループ等の団体間の調整、福祉情報の提供等の実績により、今後も地域福祉を総合的に進めていくことが認められるため。